

令和 6 年第 2 回都城市議会定例会（3 月）

(議案第 28 号～第 53 号)



令和6年第2回都城市議会定例会付議事件名表（3月）

種類	番号	件名	頁
議案	2	令和5年度都城市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案	3	令和5年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	4	令和5年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	5	令和5年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	6	令和5年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	7	令和5年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	8	令和5年度都城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	9	令和5年度都城市電気事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	10	令和5年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	11	令和5年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	12	令和5年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	13	令和5年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	14	令和5年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	15	令和6年度都城市一般会計予算	別冊
議案	16	令和6年度都城市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案	17	令和6年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案	18	令和6年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
議案	19	令和6年度都城市整備墓地特別会計予算	別冊
議案	20	令和6年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	別冊
議案	21	令和6年度都城市介護保険特別会計予算	別冊

種類	番号	件名	頁
議案	22	令和6年度都城市電気事業特別会計予算	別冊
議案	23	令和6年度都城市水道事業会計予算	別冊
議案	24	令和6年度都城市簡易水道事業会計予算	別冊
議案	25	令和6年度都城市御池簡易水道事業会計予算	別冊
議案	26	令和6年度都城市公共下水道事業会計予算	別冊
議案	27	令和6年度都城市農業集落排水事業会計予算	別冊
議案	28	令和6年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議案	29	都城市役所支所設置条例及び国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	30	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	31	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	32	都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の制定について	27
議案	33	都城市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	34	都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案	35	都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案	36	都城健康サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	37	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案	38	都城市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	67
議案	39	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案	40	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	111

種類	番号	件名	頁
議案	41	都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	127
議案	42	都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	141
議案	43	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	153
議案	44	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	159
議案	45	都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	181
議案	46	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	191
議案	47	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	197
議案	48	都城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	203
議案	49	工事請負契約の締結について	213
議案	50	工事請負契約の締結について	217
議案	51	工事請負契約の締結について	221
議案	52	議決事項の変更について	225
議案	53	公の施設の指定管理者の指定について	231
議案	54	都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて	247
議案	55	都城市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについて	249
議案	56	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて	253
諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	257
諮問	2	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	261
諮問	3	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて	265



議案第28号

令和6年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和6年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



令和6年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例  
(都城市部設置条例の一部改正)

第1条 都城市部設置条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。 (1)～(8) (略) (9) <u>商工観光部</u>  <u>(10)</u> (略) 2 (略) (部の分掌事務) 第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>商工観光部</u> ア (略) <u>イ 観光に関する事項</u> <u>乙</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ 観光物産等の宣伝広告及び誘致活動に関する事項</u> <u>カ スポーツに関する事項</u>	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。 (1)～(8) (略) (9) <u>商工部</u> <u>(10) 観光スポーツPR部</u> <u>(11)</u> (略) 2 (略) (部の分掌事務) 第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>商工部</u> ア (略)  <u>イ</u> (略) <u>乙</u> (略)  <u>(10) 観光スポーツPR部</u> <u>ア 観光に関する事項</u>

(10) (略)	<u>イ 物産に関する事項</u> <u>ウ 観光物産等の宣伝広告及び誘致活動に関する事項</u> <u>エ スポーツに関する事項</u>
(11) (略)	

(都城市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第2条 都城市スポーツ推進審議会条例（平成18年条例第280号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、商工観光部において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>観光スポーツPR部</u> において処理する。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第28号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	令和6年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	令和6年度組織の見直しに伴い、関係条例の整理を図るため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>●商工観光部及びふるさと産業推進局を再編し、「商工部」、「観光スポーツPR部」及び「ふるさと納税局」を新設する。</p> <p>【第1条】都城市部設置条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>商工観光部を商工部に変更し、観光スポーツPR部を追加する。</li><li>商工観光部の分掌事務を商工部と観光スポーツPR部に分割する。</li></ul> <p>【第2条】都城市スポーツ推進審議会条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>庶務所掌を商工観光部から観光スポーツPR部へ変更する。</li></ul>			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第29号

都城市役所支所設置条例及び国民健康保険都城市診療所条例の一部を  
改正する条例の制定について

都城市役所支所設置条例及び国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する條  
例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宣永



都城市役所支所設置条例及び国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例

(都城市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 都城市役所支所設置条例（平成18年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
別表第2（第2条関係） <table border="1"><tr><td>出張所の名称</td><td>事務所の位置</td><td>所管区域</td></tr><tr><td>都城市夏尾市民センター</td><td>都城市夏尾町<u>6644番地</u></td><td>（略）</td></tr></table>	出張所の名称	事務所の位置	所管区域	都城市夏尾市民センター	都城市夏尾町 <u>6644番地</u>	（略）	別表第2（第2条関係） <table border="1"><tr><td>出張所の名称</td><td>事務所の位置</td><td>所管区域</td></tr><tr><td>都城市夏尾市民センター</td><td>都城市夏尾町<u>6673番地3</u></td><td>（略）</td></tr></table>	出張所の名称	事務所の位置	所管区域	都城市夏尾市民センター	都城市夏尾町 <u>6673番地3</u>	（略）
出張所の名称	事務所の位置	所管区域											
都城市夏尾市民センター	都城市夏尾町 <u>6644番地</u>	（略）											
出張所の名称	事務所の位置	所管区域											
都城市夏尾市民センター	都城市夏尾町 <u>6673番地3</u>	（略）											

（国民健康保険都城市診療所条例の一部改正）

第2条 国民健康保険都城市診療所条例（平成18年条例第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、 <u>次の</u> とおりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>国民健康保険都城市夏尾診療所</td><td>都城市夏尾町<u>6645番地14</u></td></tr></table>	名称	位置	（略）		国民健康保険都城市夏尾診療所	都城市夏尾町 <u>6645番地14</u>	（名称及び位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、 <u>次の表の</u> とおりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>国民健康保険都城市夏尾診療所</td><td>都城市夏尾町<u>6673番地3</u></td></tr></table>	名称	位置	（略）		国民健康保険都城市夏尾診療所	都城市夏尾町 <u>6673番地3</u>
名称	位置												
（略）													
国民健康保険都城市夏尾診療所	都城市夏尾町 <u>6645番地14</u>												
名称	位置												
（略）													
国民健康保険都城市夏尾診療所	都城市夏尾町 <u>6673番地3</u>												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第29号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部西岳地区市民センター】

条例名	都城市役所支所設置条例及び国民健康保険都城市診療所条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	両条例に規定されている「夏尾市民センター」及び「夏尾診療所」の位置を正しく規定し直すため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【第1条】都城市役所支所設置条例 ・別表第2に規定されている都城市夏尾市民センターの事務所の位置を「都城市夏尾町6644番地」から「都城市夏尾町6673番地3」へ変更。</p> <p>【第2条】国民健康保険都城市診療所条例 ・第2条に規定されている国民健康保険都城市夏尾診療所の位置を「都城市夏尾町6645番地14」から「都城市夏尾町6673番地3」へ変更。</p>			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第30号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第6（第2条関係）					別表第6（第2条関係）						
種類	区分		単位	金額	備考	種類	区分		単位	金額	備考
(略)											
2 消防法 第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	(略)	2 消防 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	浮き屋外最大数の規定タンク量がに基づく貯蔵所及び浮き蓋付トール以上5000キロリットル未満のもの	(略)	1,180,000円	2 消防法 第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	2 消防 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	浮き屋外最大数の規定タンク量がに基づく貯蔵所及び浮き蓋付トール以上5000キロリットル未満のもの	(略)	1,450,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル	(略)	1,410,000円			危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル	(略)	1,720,000円	

トル以上1万キロリットル未満のもの	(略)	1,590,000円	トル以上1万キロリットル未満のもの	(略)	1,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	(略)	1,950,000円	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	(略)	2,360,000円

	の				の		
危険物	(略)	2,270,000円			危険物	(略)	2,740,000円
の貯蔵					の貯蔵		
最大数					最大数		
量が10					量が10		
万キロ					万キロ		
リットル以上					リットル以上		
20万キロ					20万キロ		
リットル未					リットル未		
満のもの					満のもの		
危険物	(略)	4,550,000円			危険物	(略)	5,640,000円
の貯蔵					の貯蔵		
最大数					最大数		
量が20					量が20		
万キロ					万キロ		
リットル以上					リットル以上		
30万キロ					30万キロ		
リットル未					リットル未		
満のもの					満のもの		
危険物	(略)	5,820,000円			危険物	(略)	7,240,000円
の貯蔵					の貯蔵		
最大数					最大数		
量が30					量が30		

		万キロ リットル以上 40万キロリットル未満のもの			万キロ リットル以上 40万キロリットル未満のもの		
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	(略)	7,070,000円	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	(略)	8,790,000円
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		
		(略)			(略)		

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局予防課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例																					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止																		
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月																		
制定改廃の目的・背景	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。																					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料を次の表のとおり改めるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満のもの</td> <td>1,450,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの</td> <td>1,720,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの</td> <td>1,920,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの</td> <td>2,360,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの</td> <td>2,740,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの</td> <td>5,640,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの</td> <td>7,240,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの</td> <td>8,790,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額	危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満のもの	1,450,000円	危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,720,000円	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,920,000円	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	2,360,000円	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,740,000円	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	5,640,000円	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	7,240,000円	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	8,790,000円
区分	金額																					
危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満のもの	1,450,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,720,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,920,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	2,360,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,740,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	5,640,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	7,240,000円																					
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	8,790,000円																					
関係する法令及びその条項	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号） 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項																					
制定改廃を要する関係条例等	なし																					
備考																						



議案第31号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宣永



都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人番号の利用範囲) <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p>	(個人番号の利用範囲) <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p>
2 (略)	2 (略)
3 市の執行機関は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市の執行機関は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。
4 (略)	4 (略)

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。



**議案第31号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：総務部情報政策課】

条例名	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日	制定年月	平成27年12月
制定改廃の目的・背景	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から別表第2が削除されることに伴い、以下のとおり改正。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。</li> <li>・第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。</li> </ul>		
関係する法令及びその条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第32号

都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例の制定について

都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例

### (設置)

第1条 山之口地域のにぎわいを創出するとともに、観光の推進及び交流人口の拡大を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山之口町花木2035番地23に都城市山之口駅観光スポーツ交流センター（以下「観光スポーツ交流センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 観光スポーツ交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報及びスポーツ情報の発信並びに観光及びスポーツイベント等の案内に関する事業
- (2) 市民交流その他地域交流の促進に関する事業
- (3) 公共交通機関を利用する旅客の利便性の向上に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要とみとめる事業

### (利用時間)

第3条 観光スポーツ交流センターの利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (管理の原則)

第4条 観光スポーツ交流センターは、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて、最も効率的に運用しなければならない。

### (利用の許可)

第5条 観光スポーツ交流センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第8条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第6条の規定により許可を取り

消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の観光スポーツ交流センターの施設等の利用に係る許可行為については、施行日前においても行うことができる。



**議案第32号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：地域振興部山之口総合支所地域生活課】

条例名	都城市山之口駅観光スポーツ交流センター条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日から6月を超えない範囲で 規則に定める日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	山之口駅等整備事業（都市構造再編集中支援事業）として、山之口駅舎の解体・新築整備を行い、駅舎機能のほか、地域情報、観光情報及びスポーツ情報の発信・案内機能を備えた、地域住民や山之口運動公園利用者の交流の場となる「都城市山之口駅観光スポーツ交流センター」の供用を開始するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 設置の目的（第1条） 山之口地域のにぎわいを創出するとともに、観光の推進及び交流人口の拡大を図ることを目的とする旨を規定。 2 事業の内容（第2条） 観光スポーツ交流センターは、次に掲げる事業を行う旨を規定。 (1) 観光情報及びスポーツ情報の発信並びに観光及びスポーツイベント等の案内に関すること。 (2) 市民交流その他地域交流の促進に関すること。 (3) 公共交通機関を利用する旅客の利便性の向上に関すること。 (4) その他設置目的を達成するために市長が必要と認めること。 3 利用時間（第3条） 観光スポーツ交流センターの利用時間について規定。 4 利用の許可・利用許可の取消し・利用の制限等（第5条・第6条・第7条） 観光スポーツ交流センターの施設及び附属設備を利用しようとする者に係る利用の許可・利用許可の取消し・利用の制限等について規定。 5 原状回復（第9条） 利用者に対する、利用後などにおける施設等の原状回復義務について規定。 6 損害賠償（第10条） 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者に対する損害賠償責任について規定。		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第33号

都城市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

都城市介護給付費準備基金条例（平成18年条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>都城市介護給付費準備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>都城市介護給付費準備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>介護保険の給付に要する費用に不足を生じた場合</u>に限り、これを処分することができる。</p>	<p><u>都城市介護保険運営基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>都城市介護保険運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>次の各号のいずれかに掲げる場合</u>に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) <u>介護保険事業に要する費用に不足が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の介護保険料の軽減に充てる場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、介護保険事業の財政運営上必要があると認める場合</u></p>

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第33号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月			
制定改廃の目的・背景	介護職員の処遇改善と介護職の離職防止に対応するため、介護報酬の大幅な改定が見込まれることから、介護保険料の軽減及び介護保険事業に要する費用に不足が生じた場合に、都城市介護給付費準備基金の処分を行うことができるようするため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 用途の拡大に合わせて、基金名称を変更する（題名・第1条）</p> <p>【改正前】 都城市介護給付費準備基金 ↓ 【改正後】 都城市介護保険運営基金</p> <p>2 基金の処分の用途を、次のように拡大する。（第6条）</p> <p>【改正前】 基金は、介護保険の給付に要する費用に不足を生じた場合に限り、これを処分することができる。 ↓ 【改正後】 基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険事業に要する費用に不足が生じた場合</li> <li>(2) 第1号被保険者の介護保険料の軽減に充てる場合</li> <li>(3) その他介護保険事業の財政運営上必要があると認める場合</li> </ul>					
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第34号

都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



都城市保育所条例の一部を改正する条例

都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>都城市たかお保育所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市大工保育所</td><td>都城市平江町44号2番地</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	都城市たかお保育所	(略)	都城市大工保育所	都城市平江町44号2番地	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>都城市たかお保育所</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	都城市たかお保育所	(略)	(略)	
名称	位置														
都城市たかお保育所	(略)														
都城市大工保育所	都城市平江町44号2番地														
(略)															
名称	位置														
都城市たかお保育所	(略)														
(略)															

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第34号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市保育所条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	令和2年4月1日から運営を休止している大王保育所について、跡地利活用の方針が定まり、それに伴う用途廃止手続を行うため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>○別表（第2条関係） 名称「都城市大王保育所」及び位置「都城市平江町44号2番地」を削るもの。</p>			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第35号

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市児童遊園条例の一部を改正する条例

都城市児童遊園条例（平成18年条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>都城市千町児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都城市野々美谷児童遊園</td><td>都城市野々美谷町895番</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		都城市千町児童遊園	(略)	都城市野々美谷児童遊園	都城市野々美谷町895番	(略)		(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>都城市千町児童遊園</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		都城市千町児童遊園	(略)	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
都城市千町児童遊園	(略)																		
都城市野々美谷児童遊園	都城市野々美谷町895番																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
都城市千町児童遊園	(略)																		
(略)																			

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第35号関係資料****条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：こども部こども政策課】

条例名	都城市児童遊園条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	地元公民館の要望等も踏まえて遊具を撤去した「都城市野々美谷児童遊園」について、その用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>○用途廃止による対象遊園の削除 ・第2条の表から「都城市野々美谷児童遊園」の項を削る。</p>			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第36号

都城健康サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

都城健康サービスセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城健康サービスセンター条例の一部を改正する条例

都城健康サービスセンター条例（平成18年条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用時間) 第6条 健康サービスセンターの利用時間は、午前8時30分から午後5時まで <u>(土曜日は正午まで)</u> とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。	(利用時間) 第6条 健康サービスセンターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
(休館日) 第7条 健康サービスセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) 日曜日 (2)～(4) (略)	(休館日) 第7条 健康サービスセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2)～(4) (略)

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第36号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部健康課】

条例名	都城健康サービスセンター条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月			
制定改廃の目的・背景	医師の働き方改革に伴い、都城健康サービスセンターの休館日に土曜日を追加するため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	○健康サービスセンターの休館日に土曜日を追加する。（第7条）					
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第37号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,960円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,000円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） （租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について この号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,850円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,960円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>51,330円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,960円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>93,000円</u></p>

ない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 100,440円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115,320円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 130,200円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 137,640円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 100,440円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 115,320円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 126,480円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 141,360円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 148,800円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 159,960円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,320円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,320円」とあるのは、「37,200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,320円」とあるのは、「52,080円」と読み替えるものとする。

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 156,240円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 171,120円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 178,560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,200円」とあるのは、「36,080円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,200円」とあるのは、「50,960円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、 <u>口及びハ</u> 、第2号口、第3号口、第4号口又は <u>第5号口</u> に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から <u>第5号</u> までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、 <u>口若しくは三</u> 、第2号口、第3号口、第4号口、 <u>第5号口</u> 、 <u>第6号口</u> 、 <u>第7号口</u> 、 <u>第8号口</u> 、 <u>第9号口</u> 、 <u>第10号口</u> 、 <u>第11号口</u> 又は <u>第12号口</u> に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から <u>第12号</u> までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
4 (略)	4 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の都城市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

**議案第 37 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市介護保険条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月			
制定改廃の目的・背景	保険料率に関する介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における都城市的介護保険料率を変更するため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p><b>【保険料率の変更について】</b></p> <p>1 第 5 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に変更。</p> <p>2 第 5 条の引用法令を、介護保険法施行令第 39 条（特別な事情等で市が算定基準を設定する場合の規定）から介護保険法施行令第 38 条（標準算定基準の規定）に変更。</p> <p>3 第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの保険料率を変更。</p> <p>4 第 5 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの保険料率は変更なし。</p> <p>5 第 5 条第 1 項第 9 号から第 12 号までの各号の区分及び保険料率を変更。</p> <p>6 第 5 条第 1 項第 13 号を新設。</p> <p>7 その他変更。</p>					
関係する法令及びその条項	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 38 条					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第38号

都城市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

都城市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例

都城市奨学資金貸付基金条例（平成18年条例第305号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第38号関係資料****条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：教育委員会学校教育課】

条例名	都城市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年3月
制定改廃の目的・背景	国による高等学校等就学支援金制度（高等学校等の授業料支援）の導入により高等学校等の授業料の実質無償化、貸付申請者の減少など、基金創設時の目的は達成され、基金存続の必要性は失われているため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	○都城市奨学資金貸付基金条例の廃止		
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第39号

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宣永



都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略)</p>

(管理者)

第7条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(掲示)

第34条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認

(管理者)

第7条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(掲示)

第34条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認

められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第4号までに規定する記録については5年間、第5号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

められる重要な事項(以下この条において「重要な事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第5号までに規定する記録については5年間、第6号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てすることができます。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(管理者)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てすることができます。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(管理者)</p>
---	--

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4）（略）

（5）（略）

（6）（略）

（7）（略）

（記録の整備）

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4）（略）

（5）指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（6）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（7）（略）

（8）（略）

（9）（略）

（記録の整備）

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第5号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第6号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第6号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採つ

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採つ

た処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第

った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程（第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第

2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4

2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第4号までに規定する記録については5年間、第5

号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービ

号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービ

ス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。

3 （略）

ス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができる。

3 （略）

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

（記録の整備）

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第6号までに規定する記録については2

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

（記録の整備）

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録について

年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地 域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型	(略)
------------------------------	---	-----

は2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地 域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	(略)
------------------------------	--	-----

設されている場合	医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院
(略)	

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとこによるものとする。

設されている場合	
(略)	

7～13 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとこによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第106条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会  
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第106条 (略)

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介

して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第4号までに規定する記録については5年間、第5号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2・3 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び

感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させができるよう努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)
- (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

- (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)
- (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)	(従業者の員数)
第130条 (略)	第130条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号のいずれかに掲げる本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号のいずれかに掲げる本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>8～10 (略)</u>
	11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「10.9」とする。
	(1) <u>第128条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認していること。</u>
	ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u>
	イ <u>地域密着型特定施設従事者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u>
	ウ <u>緊急時の体制整備</u>
	エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u>

	<p><u>才 地域密着型特定施設従事者に対する研修</u></p> <p>(2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従事者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p>(4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p>
(管理者)	
第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
(協力医療機関等)	
第147条 (略)	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1</u></p>

回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。この場合において、前項の協力医療機関が第二種協定指定医療機関であるときは、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの

(1) (略)

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービス

内容等の記録

- (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)
- (準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

の内容等の記録

- (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) (略)
- (準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の区分に従い当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の区分に従い当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合等に備え、第151条第1項第1号の規定に基づき配置される医師による対応その他の方法による対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

2 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合等に備え、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型介護老人保健施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。ただし、複数の医療機関を協力医療機関と定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出なければならない。

3 指定地域密着型老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議

2 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

を行わなければならない。

5 指定地域密着型老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2～4 (略)

5 ユニットケア型指定地域密着型老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第

32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとす

32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとす

る。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

3・4 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げる

る。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3・4 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げる

ところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する

ところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号、第2号及び第4号から第6号までに規定する記録については5年間、第3号及び第7号から第10号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第6号までに規定する記録については5年間、第7号から第10号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項」

と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
  - 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
  - 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

**議案第39号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成25年3月			
制定改廃の目的・背景	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 管理者の兼務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の兼務範囲が同一敷地内の事業所、施設等ではなくてもよいこととする。(第7条、第48条など)</li> </ul> <p>2 身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系、通所系サービスについて身体的拘束の適正化を新たに明記し(第24条、第51条など)、多機能系サービスについて身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け(第92条、第197条)</li> </ul> <p>3 書面掲示の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項等については、書面掲示に加え、ウェブサイト掲載を義務付け。(第34条など)</li> </ul> <p>4 介護現場の生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け。(第106条の2など)</li> </ul> <p>5 医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関との連携体制の見直し、新興感染症発生時等の対応の取り決めや協議の義務付け。(第125条、第147条、第172条)</li> </ul> <p>6 特定施設の人員配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化。(第130条)</li> </ul> <p>7 緊急時における対応方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の緊急時等の対応について定期的な見直しの義務付け。(第165条の2)</li> </ul> <p>8 ユニットケアの質の向上のための体制確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者はユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めることを規定。(第187条)</li> </ul>					
関係する法令及びその条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第40号

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永



都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2 (略)	2 (略)
(利用定員等)	(利用定員等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは <u>指定介護療養型医療施設</u> （健	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは <u>健康保険法等の一部を改正</u>

康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 （略）

（掲示）

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲

する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 （略）

（掲示）

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ

覽させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第6号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

とにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型特定護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、 <u>指定介護老人保健施設</u>	(略)
---	---	-----

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型特定護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、 <u>指定介護老人保健施設又は介護老人保健施設</u>	(略)
---	---	-----

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">場合</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院         </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（略）</td></tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">7～13 （略） （管理者）</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する</u></p>	場合	護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	（略）	
場合	護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院			
（略）				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">場合</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           医療院         </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">（略）</td></tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">7～13 （略） （管理者）</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u>に従事することができるものとする。</p>	場合	医療院	（略）	
場合	医療院			
（略）				

する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

### (身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

## 2 (略)

### (居住機能を担う併設施設等への入居)

## 第63条 (略)

## 2・3 (略)

### (身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

## 2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

### (居住機能を担う併設施設等への入居)

## 第63条 (略)

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担

軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第4号までに規定する記録については5年間、第5号から第8号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第83条 (略)

(8) (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第83条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者から

		<u>の診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u>
2	(略)	
3	(略) (記録の整備)	<u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出なければならない。</u>
第85条	(略)	<u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
2	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に	<u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
		<u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u>
7	(略)	
8	(略) (記録の整備)	
第85条	(略)	<u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に</u>

対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあ

対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第7号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあ

るのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

の節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。



**議案第 40 号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 25 年 3 月	
制定改廃の目的・背景	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 管理者の兼務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の兼務範囲が同一敷地内の事業所、施設等ではなくてもよいこととする。 (第 6 条、第 10 条、第 45 条、第 72 条)</li> </ul> <p>2 書面掲示の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項等については、書面掲示に加え、ウェブサイト掲載を義務付け。 (第 32 条など)</li> </ul> <p>3 身体的拘束等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系、通所系サービスについて、身体的拘束等の適正化を新たに明記。 (第 42 条)</li> <li>・多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け。 (第 53 条)</li> </ul> <p>4 介護現場の生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け。 (第 63 条の 2 など)</li> </ul> <p>5 医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関との連携体制の見直し、新興感染症発生時等の対応の取り決めや協議の義務付け。 (第 83 条)</li> </ul>			
関係する法令及びその条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第41号

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永



都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業員の員数) <p>第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「<u>担当職員</u>」という。）を置かなければならぬ。</p>	(従業員の員数) <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者</u>である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</p>
第4条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。  2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	2 <u>指定居宅介護支援事業者</u> である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。  第4条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該指定に係る事業所</u> （以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。 2 <u>地域包括支援センターの設置者</u> である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 <u>指定居宅介護支援事業者</u> である指定介護予防支援者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支

援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）  
でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

## 第5条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（利用料等の受領）

## 第5条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めできること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（利用料等の受領）

第11条 (略)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため都城市介護保険運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の審議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防

第11条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため都城市介護保険運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の審議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防

支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第23条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第29条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号か

支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定（第31条第1項第33号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第23条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第31条第1項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第29条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4

ら第5号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) 第31条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア (略)

イ 第31条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第31条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第31条第16号に規定する評価の結果の記録

オ 第31条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第16条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

号から第6号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) 第31条第1項第16号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア (略)

イ 第31条第1項第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第31条第1項第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第31条第1項第18号の規定による評価の結果の記録

オ 第31条第1項第19号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第31条第1項第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第1項第3号及び同項第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第16条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 担当職員は、第16号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算

して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

あ 利用者の心身の状況が安定していること。

い 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

う 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテー

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防

通所リハビリテーション事業所をいう。) を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(18) (略)

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第24号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

ション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(20) (略)

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22) (略)

(23) (略)

(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第26号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

2 前項第9号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（電磁的記録等）

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第22条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項第11号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（電磁的記録等）

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第1項第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）



**議案第41号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成26年12月
制定改廃の目的・背景	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 指定介護予防支援事業者の人員基準        ・地域包括支援センターが指定を受ける場合と指定居宅支援事業所が指定を受ける場合の人員基準を追加。        (第3条)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者の管理者の設置に関する基準        ・指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者の基準の追加。        (第4条)</p> <p>3 書面掲示の見直し        ・重要事項等については、書面掲示に加え、ウェブサイト掲載を義務付け。        (第22条)</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリング        ・要件を満たす場合、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。        (第31条)</p> <p>5 身体的拘束等の適正化の推進        ・身体的拘束の適正化を新たに明記。身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け。        (第29条、第31条)</p>			
関係する法令及びその条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第42号

都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宣永



都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数<u>(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が<u>44</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益財団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数が増すごとに1とする。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成され

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところ

た居宅サービスに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅介護支援事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところ

によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以

によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(17) 介護支援専門員は、第15号に規定する実施状況の把握(以

下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) (略)

(19) (略)

下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接できるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

あ 利用者の心身の状態が安定していること。

い 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

う 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(18) (略)

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

<u>(20)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(24)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(25)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(30)</u> 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。	<u>(32)</u> 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 <u>地域包括支援センターの設置者である</u> 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
<u>(31)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
2 前項第9号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。	2 前項第11号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
（掲示）	（掲示）
第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重	第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重

要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号及び第2号に規定する記録については5年間、第3号から第5号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア (略)

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、第1号から第3号までに規定する記録については5年間、第4号から第6号までに規定する記録については2年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア (略)

イ 第15条第1項第9号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第1項第11号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第1項第17号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第15条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な

- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

#### い理由の記録

- (4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第1項第30号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

**議案第42号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：健康部介護保険課】**

条例名	都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成30年3月
制定改廃の目的・背景	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 ケアマネージャー1人当たりの取扱件数 ・指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネージャーを置くことが必要となる人員基準の見直し。 (第4条)</p> <p>2 中立性の確保のための取組の見直し ・事業所の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合等の説明を義務から努力義務へ変更。 (第6条)</p> <p>3 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング ・要件を満たす場合、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする規定を追加。 (第15条)</p> <p>4 身体的拘束等の適正化の推進 ・身体的拘束の適正化を新たに明記。身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け。 (第15条、第31条)</p> <p>5 書面掲示の見直し ・重要事項等については、書面掲示に加え、ウェブサイト掲載を義務付け。 (第24条)</p>		
関係する法令及びその条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第43号

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の新設等の申込み) 第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者（以下「申込者」という。）は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。	(給水装置の新設等の申込み) 第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者（以下「申込者」という。）は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
2～4 (略)	2～4 (略)
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
第34条 (略)	第34条 (略)
2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第43号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：上下水道局総務課】

条例名	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	水道法の一部が改正され、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	○水道法の所管省令の変更 ・第4条及び第34条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。			
関係する法令及びその条項	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第44号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例

都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「分類表」という。）に規定する製造業に供する施設をいう。ただし、工場敷地内にある農業施設（施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場等の施設に限る。）が当該製造業に関連する場合と市長が認める場合は、工場とみなす。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「分類表」という。）に規定する製造業に供する施設 <u>（分類表に規定する清涼飲料製造業のうち、ミネラルウォーター製造業及び炭酸水製造業を除く。）</u> をいう。ただし、工場敷地内にある農業施設（施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場等の施設に限る。）が当該製造業に関連する場合と市長が認める場合は、工場とみなす。
(2) (略)	(2) (略)
(3) 卸売施設 分類表に規定する卸売業に供する施設をいう。	(3) 卸売施設 分類表に規定する卸売業に供する施設 <u>（分類表に規定する飲料卸売業のうち、主として天然炭酸水の瓶詰めを行う事業所を除く。）</u> をいう。
(4)～(10) (略)	(4)～(10) (略) (11) 建物 事業の用に供するものであり、かつ、操業開始の日までに整備した、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に掲げる建物であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築物の用途が、工場、倉庫、自動車車庫及び事務所であるもの並びに当該建物に設ける同法第2条

(11) 事業者 工場等の新設、増設又は移設（以下「設置」という。）を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(12) 立地支援 事業者の工場等の用に供する目的で、新たに用地、構築物等を取得し、当該事業者に賃貸することをいう。

第3号に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）をいう。

(12) 指定事業者 工場等の新設、増設又は移設（以下「設置」という。）を行う者であって、次条の規定に基づき市長が指定したものをいう。

(13) 立地支援企業 指定事業者の工場等の用に供する目的で、新たに用地、建物（建築設備を除く。）及び償却資産を取得し、当該指定事業者に賃貸する者（特定物流支援企業を除く。）のうち、規則で定めるところにより、市長に届出したもの（次条第2項第2号、第3号及び第4号に該当する者に限る。）をいう。

(13) 投下固定資産総額 工場等の設置に伴い取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、工場等の事業の用に直接供するものの取得価格の合計額で、市長が認定した額をいう。

(14) 雇用増加 設置した工場等の操業開始日の前後それぞれ1年（情報サービス施設にあっては、操業開始日の前2年及び後1年）以内に増加した常用従業員（雇用保険被保険者に限る。）の数をいう。

(15) 新規雇用従業員 設置した工場等の操業開始日の前後それぞれ1年（情報サービス施設にあっては、操業開始日の前後それぞれ2年）以内に新たに雇用された者（雇用保険被保険者に限る。）で、規則で定める雇用奨励金の交付申請書の提出日まで引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されているものをいう。

(16) （略）

(17) （略）

(18) UIJターン者 特定新規雇用従業員のうち、設置した工場等において、勤務を開始した日の1年前の日から当該勤務開始日までに市外（宮崎県北諸県郡三股町並びに鹿児島県曾於市及び志布志市を除く。）から転入してきたものをいう。

(19) （略）

(14) 投下固定資産総額 工場等の設置に伴い取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、工場等の事業の用に直接供するものの取得価格（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を除く。）の合計額（指定事業者が立地支援企業から建物（建築設備を除く。）及び償却資産を賃借する場合にあっては、指定事業者及び立地支援企業の取得価格の合計額をいう。）で、市長が認定した額をいう。

(15) 雇用増加 設置した工場等の操業開始日の前後それぞれ1年以内に増加した常用従業員（雇用保険被保険者に限る。）の数をいう。

(16) 新規雇用従業員 設置した工場等の操業開始日の1年前の日から当該操業開始日の3年後の日までに新たに雇用された者（雇用保険被保険者に限る。）で、規則で定める雇用奨励金の交付申請書の提出日まで引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されているものをいう。

(17) （略）

(18) （略）

(19) （略）

(20) 特定物流支援企業 特定物流施設を設置する者をいう。

(20) 特定物流支援企業 特定物流施設を設置する者であつて、規則で定めるところにより、市長に届出したもの（次条第2項第2号、第3号及び第4号に該当する者に限る。）をいう。

(21) 重点産業分野 戰略的な企業立地を推進するため、重点的に取り組む分野として規則に定めるものをいう。

(22) 地域経済牽引事業者 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項及び第7項の規定による承認を受けた事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う者をいう。

（指定事業者の指定）

第3条 指定事業者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者を、指定事業者として指定することができる。

(1) 次に掲げる工場等の区分に応じ、それぞれ定める要件を満たす事業計画を有する者

ア 工場 その設置に係る投下固定資産総額が2,300万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの（特定物流施設内に設置する場合にあっては、雇用増加が5人以上のもの）

イ 流通施設又は卸売施設 その設置に係る投下固定資産総額が5,000万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの（特定物流施設内に設置する場合にあっては、雇用増加が5人以上のもの）

ウ 試験研究施設 その設置に係る投下固定資産総額が

(奨励措置)

2,000万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの

- エ 観光施設 その設置に係る投下固定資産総額が1億円を超える、かつ、雇用増加が15人以上のもの
- オ 情報サービス施設 雇用増加が2人以上のもの
- カ コールセンター施設 雇用増加が5人以上のもの

(2) 次に掲げる暴力団員等の要件に該当しない者

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) 公序良俗に著しく反しない者

(4) 経営状態が良好である又は将来的に良好な経営状態が確保できると見込まれる者

(奨励措置の適用)

第3条 市長は、事業者に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 工場等関連施設整備補助金の交付

(5)～(7) (略)

(奨励措置の対象等)

第4条 前条の奨励措置は、次に掲げる工場等の条件を満たす者で、市長が指定したもの（以下「指定事業者」という。）又は指定事業者に新たに取得した用地、構築物等を賃貸し、立地支援を行う企業（第2条第11号ただし書に該当する者及び特定物流支援企業を除く。以下「立地支援企業」という。）に対して行う。ただし、指定事業者が立地支援企業から用地、構築物等を賃借する場合における投下固定資産総額は、指定事業者及び立地支援企業の投下固定資産額の合計とする。

(1) 工場 その設置に係る投下固定資産総額が2,300万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの（特定物流施設内に設置する場合にあっては、雇用増加が5人以上のもの）

(2) 流通施設又は卸売施設 その設置に係る投下固定資産総額が5,000万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの（特定物流施設内に設置する場合にあっては、雇用増加が5人以上のもの）

第4条 市長は、前条第2項第1号アからカまでに掲げる要件を満たす指定事業者及び立地支援企業（立地支援企業にあっては、雇用増加要件は指定事業者が満たす場合に限る。）に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 工場等建築費補助金の交付

(5)～(7) (略)

2 当該工場等が2以上の奨励措置の対象に該当するときは、それぞれの奨励措置を併せて行うことができる。

3 第1項の奨励措置を受けようとする指定事業者及び立地支援企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- (3) 試験研究施設 その設置に係る投下固定資産総額が  
2,000万円を超える、かつ、雇用増加が5人以上のもの
- (4) 観光施設 その設置に係る投下固定資産総額が1億円を  
超える、かつ、雇用増加が15人以上のもの
- (5) 情報サービス施設 雇用増加が2人以上のもの
- (6) コールセンター施設 雇用増加が5人以上のもの
- 2 当該工場等が2以上の奨励措置の対象に該当するときは、それぞれの奨励措置を併せて行うことができる。
- 3 第1項に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 4 第1項に規定する立地支援企業として奨励措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届出しなければならない。
- 5 特定物流施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届出しなければならない。
- (地位の承継)
- 第7条 (略)
- 2 市長は、承継人のうち、指定事業者又は立地支援企業の事業を承継した者に対して第3条の奨励措置を行うことができる。
- (変更の届出)
- 第8条 指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業（承継人を含む。以下同じ。）は、指定事業者にあっては第4条第3項に、立地支援企業にあっては同条第4項に、特定物流支援企業にあっては同条第5項に規定する申請又は届出事項に変更を生じたときは、市長にその旨を届け出て承認を得なければならない。

- (地位の承継)
- 第7条 (略)
- 2 市長は、承継人のうち、指定事業者又は立地支援企業の事業を承継した者に対して第4条第1項の奨励措置を行うことができる。
- (変更の届出)
- 第8条 指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業（承継人を含む。以下同じ。）は、指定事業者にあっては第3条第1項に、立地支援企業にあっては第2条第13号に、特定物流支援企業にあっては同条第20号に規定する申請又は届出事項に変更を生じたときは、市長にその旨を届け出て承認を得なければならない。

(指定の取消等)

第9条 市長は、指定事業者又は立地支援企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、奨励措置を中止し、又は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)～(7) (略)

2 立地支援企業が奨励措置を受ける場合において、奨励措置の理由となった指定事業者の指定が前項の規定により取り消された場合は、市長は、立地支援企業に対する奨励措置を中止し、又は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業に対し、奨励措置に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。

別表第1 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の交付(情報サービス施設以外)	第4条第1項に該当し、かつ、工場を立地する者。ただし、設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に障害者の数に応じて同じ。)	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場等につき1回に限る。  (1) 新規雇用	(略)
	だし、設置した工場等において、雇用する労働者		

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定事業者又は立地支援企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、奨励措置を取り消し、若しくは中止し、又は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)～(7) (略)

2 立地支援企業が奨励措置を受ける場合において、奨励措置の理由となった指定事業者の指定が前項の規定により取り消された場合は、市長は、立地支援企業に対する奨励措置を取り消し、若しくは中止し、又は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

別表第1 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の交付	4条第1項に該当する者。ただし、設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に障害者の数に応じて同じ。)	次に掲げる額を交付するものとし、設置した1工場等につき規則で定める。  (1) 工場等	(略)
	だし、設置した工場等において、雇用する労働者		

<p>用奨励金交付の申請時に、雇用する労働者の数に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用している指定事業者に限る。</p>	<p>用従業員の数に30万円を乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。</p>	<p>第する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数以上の障害者を雇用している指定事業者に限る。</p>	<p>(情報サービス施設を除く。)にあっては、新規雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。</p> <p>(2) 情報サービス施設にあっては、新規雇用従業員の数に50万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、規則で定める区域に情報サービス施設を設置する場合は、80万</p>
--	---	---	--

		(2) 前号に規定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUIJターン者については、前号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額		円を限度として規則で定める額。
雇用奨励金の交付(情報サービス施設を立地する者。ただし、置した1情報サービス施設)	第4条第1項に該当し、かつ、情報サービス施設を立地する者。ただし、置した1情報サービス施設した工場等に	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した工場等にビス施設につき規定において、雇用奨励金交付の申請時に、雇用する労働者	1億円	(2) 前3号に規定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員又は新規学卒者については、前3号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額

て得た数以上の障  
害者を雇用してい  
る指定事業者に限  
る。

用した数に50  
万円を乗じて  
得た額

(2) 新規雇用  
従業員のう  
ち、操業開始  
日から起算し  
て1年を経過  
した日の翌日  
から、操業開  
始日から起算  
して2年を経  
過した日まで  
の間における  
規則で定める  
ところにより  
算定した新規  
雇用従業員の  
増加数に50万  
円を乗じて得  
た額

(3) 前2号の  
規定にかかわ  
らず、規則で  
定める区域に  
情報サービス  
施設を設置す  
る場合は、前  
2号の規定中

		<p>「50万円」とあるのは「80万円を限度として規則で定める額」とする。</p> <p>(4) 第1号及び第2号に規定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUIJターン者については、第1号及び第2号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額</p>		
工場等用地取得補助金の交付	(略)	5,000万円	工場等用地取得補助金の交付	(略) 1億円
工場等関連施設整備等の設置に当たつ	第4条第1項に該当し、かつ、工場等の設置に当たつ	(1) 当該施設の整備に要する経費の2分の1の	工場等建築費補助金等	第4条第1項に該当し、かつ、工場等の設置に当たつ (1) 当該建物の建築に要する経費 (コールセンタ) 次に掲げる額を限度額とする。(消費税及び(1) 2億円)

補助金の交付	て、次に掲げる施設のうち1件200万円以上のもの（事業用地内施設を除く。）を整備する者	額を交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	の交付	一施設を除く。この項において同じ。）の設置に当たって、建物を建築又は取得（第3条第1項の申請があつた日以降に建築に着手した建物に限る。）する者	地方消費税相当額を除く。）又は取得した建物の取得費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、100分の2を乗じて得た額を交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	(2) 重点産業分野に該当する場合
	(1) 用水路施設 (2) 排水施設 (3) 私設道路 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設					
						(2) 当該工場等が、重点産業分野に該当する場合は、前号に規定する率に100分の3をえた率（2以上の分野に該当する場合については、いずれか1分野のみの加算とする。）
						(3) 地域経済率引事業者は、第1号に規定する率

		(2) (略)
--	--	---------

		に100分の5を加えた率
		(4) (略)

備考 地域経済牽引事業者が重点産業分野に該当する工場等を設置する場合において、工場等用地取得補助金と工場等建築費補助金のいずれも交付するときは、合計して5億円を上限とする（このうち、工場等用地取得補助金にあっては、1億円を超えることができない。）。

別表第2（第5条関係）

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の交付	(略)	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき1回に限る。  (1) (略) (2) 前号に規定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員、 <u>新規学卒者</u> 又はUIJターン	(略)

別表第2（第5条関係）

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の交付	(略)	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、設置した1工場、1流通施設又は1卸売施設につき規則で定める適用申請の区分ごとに1回に限る。  (1) (略) (2) 前号に規定する新規雇用従業員のうち、特定新規雇用従業員又は新規学卒者については、	(略)

		<u>者</u> については、前号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額			前号に規定する額に規則で定める額をそれぞれ加えた額	
賃料補助金の交付	(略)	(1) 特定物流施設を賃借する際に要する賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費を除く。）に2分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (2)・(3) (略)	(略)	賃料補助金の交付	(1) 特定物流施設を賃借する際に要する賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費並びに消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (2)・(3) (略)	(略)

別表第3（第5条関係）

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の	(略)	(1) 新規雇用従業員の数に50万	(略)

別表第3（第5条関係）

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
(略)			
雇用奨励金の	(略)	(1) 新規雇用従業員の数に50万	(略)

交付		円を乗じて得た額を交付する。ただし、特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUIJターン者である新規雇用従業員については、新規雇用従業員の数に乘じる金額に、規則で定める額をそれぞれ加えるものとする。 (2) (略)	交付	円を乗じて得た額を交付する。ただし、特定新規雇用従業員又は新規学卒者である新規雇用従業員については、新規雇用従業員の数に乘じる金額に、規則で定める額をそれぞれ加えるものとする。 (2) (略)	
(略)					
環境施設等整備補助金の交付	(略)	(1) 当該施設の整備に要する経費の2分の1の額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (2) (略)	(略)	環境施設等整備補助金の交付	(1) 当該施設の整備に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の2分の1の額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (2) (略)
浸水対	(略)	(1) 当該対策に	(略)	浸水対	(略)

策補助 金の交付	要する経費の2分の1の額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (2) (略)	策補助 金の交付	要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の2分の1の額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (2) (略)
-------------	---	-------------	--

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に指定事業者の申請をした者及び立地支援企業の届出をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。



**議案第44号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：商工観光部企業立地課】**

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年1月			
制定改廃の目的・背景	事業活動において法令等違反などを行った事業者に対する指定要件、指定事業者等への調査・報告依頼の権限、固定資産税免除の取消しについてそれぞれ整理するとともに、効率的な企業立地に向けた優遇措置の見直しを図るため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 法令等違反などを行った事業者に対するルールの厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定事業者、立地支援企業及び特定物流支援企業の要件に以下の者を新たに追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公序良俗に著しく反しない者</li> <li>・経営状態が良好である又は将来的に良好な経営状態が見込まれる者</li> </ul> </li> <li>(2) 指定事業者、立地支援企業及び特定物流支援企業に対する調査、報告依頼の権限拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前：奨励措置に関する内容に限定</li> <li>・改正後：条例の施行に関する一切の内容</li> </ul> </li> <li>(3) 奨励措置の取消し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励措置に対する取消規定を追加。</li> </ul> <p>※既に免除した固定資産税を徴収できるよう改正する。</p> </li> </ul> <p>2 優遇措置の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場等建築費補助金の新設及び工場等用地取得補助金の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等の建築費（取得費）に係る経費×最大10% 限度額 最大5億円</li> <li>・用地取得に係る取得費×50% 限度額 5,000万円 ⇒ 1億円</li> </ul> <p>※工場等建築費の限度額5億円には、用地取得補助金を含む。</p> </li> <li>(2) 雇用奨励金における雇用対象期間の延長           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間 操業開始前後1年間 ⇒ 操業前1年間、後3年間</li> </ul> </li> <li>(3) 工場等関連施設整備補助金、浸水対策補助金、環境施設整備補助金の廃止           <p>※条例別表第3（桜木地区の奨励措置）においては廃止しない。</p> </li> </ul>					
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第45号

都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

都城市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



都城市駐車場条例の一部を改正する条例

都城市駐車場条例（平成18年条例第227号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>中央地区立体自動車駐車場</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		中央地区立体自動車駐車場	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>中央地区立体自動車駐車場</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>上町駐車場</td><td>都城市上町4239番4</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		中央地区立体自動車駐車場	(略)	上町駐車場	都城市上町4239番4										
名称	位置																								
(略)																									
中央地区立体自動車駐車場	(略)																								
名称	位置																								
(略)																									
中央地区立体自動車駐車場	(略)																								
上町駐車場	都城市上町4239番4																								
(料金の徴収)	(料金の徴収)																								
第9条 (略)	第9条 (略)																								
2~5 (略)	2~5 (略)																								
第10条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、料金を徴収しない。	第10条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、料金を徴収しない。																								
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																								
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める自動車	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が <u>料金を徴収することを適当でないと認める自動車</u>																								
別表第1 (第9条関係)	別表第1 (第9条関係)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車区分</th><th>利用時間等</th><th>1台当たりの基礎額</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車</td><td>1か月</td><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	駐車区分	利用時間等	1台当たりの基礎額	使用料	(略)				定期駐車	1か月	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車区分</th><th>利用時間等</th><th>1台当たりの基礎額</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車</td><td>1月</td><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	駐車区分	利用時間等	1台当たりの基礎額	使用料	(略)				定期駐車	1月	(略)	
駐車区分	利用時間等	1台当たりの基礎額	使用料																						
(略)																									
定期駐車	1か月	(略)																							
駐車区分	利用時間等	1台当たりの基礎額	使用料																						
(略)																									
定期駐車	1月	(略)																							
別表第2 (第9条関係)	別表第2 (第9条関係)																								
(略)	(略)																								

別表第3（第9条関係）

駐車区分	単位	1台当たりの基礎額	単位当たりの使用料の額
一般駐車	1時間	100円	基礎額と同額とする（消費税及び地方消費税の額を含む。）。
定期駐車	1月	3,640円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考

- 1 一般駐車とは、第9条第1項本文に規定する利用をいう。
- 2 一般駐車において、午前8時から午後6時までの利用における1台当たりの使用料の上限は300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、午後6時から翌午前8時までの利用における1台当たりの使用料の上限は500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
- 3 定期駐車の利用期間は、月の初日から末日までの1月を単位とする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の上町駐車場への定期駐車に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。



**議案第45号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：商工観光部商工政策課】**

条例名	都城市駐車場条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和6年4月1日		制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	令和6年度から上町駐車場を市の直営駐車場とすることに伴い、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 名称及び位置（第2条） ・表に名称「上町駐車場」、位置「都城市上町4239番4」を追加。  2 料金の徴収（第9条第6項） ・上町駐車場の使用料の額について設定。※別表第3  3 料金の徴収（第10条第3号） ・料金を徴収しない自動車について、「市長が認める自動車」から「市長が料金を徴収することを適当でないと認める自動車」へ表現を変更。			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

都使審第12号  
令和6年2月5日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和6年1月26日付け都財第442号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市駐車場条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長	西川	英男
委員	蓑原	行満
	上原	誠史
	横山	幸子
	福留	浪子
長友	佳奈美	

## [別表1]

○都城市駐車場条例の一部改正について

(料金の徴収)

第9条 市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）は、自動車を駐車場に駐車させた者（以下「利用者」という。）から、使用料又は利用料金（以下これらを「料金」という。）を、利用した時間に応じて徴収するものとする。ただし、定期駐車（日又は月を単位として駐車する場合をいう。以下同じ。）の利用を許可したときは、あらかじめ当該定期駐車に相当する料金を徴収することができる。

1～5（略）

6 上町駐車場の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第3（第9条関係）

駐車区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
一般駐車	1時間	100円	基礎額と同額とする（消費税及び地方消費税の額を含む。）。
定期駐車	1月	3,640円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考

- 1 一般駐車とは、第9条第1項本文に規定する利用をいう。
- 2 一般駐車において、午前8時から午後6時までの利用における1台当たりの使用料の上限は300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、午後6時から翌午前8時までの利用における1台当たりの使用料の上限は500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
- 3 定期駐車の利用期間は、月の初日から末日までの1月を単位とする。



議案第46号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>有料施設等</u>の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、<u>有料施設等</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係、第21条関係）</p> <p>3 姫城公園運動場、<u>母智丘園之尾公園</u>多目的広場及び梅北運動公園並びに市民広場の運動施設を利用する場合</p> <p>(1) 広場、公園</p> <p>(略)</p> <p>備考 <u>母智丘園之尾公園</u>のサッカー及びラグビーの利用については、それぞれ競技場1面につき2面分の金額（照明設備使用料を除く。）とする。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>都市公園等</u>の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、<u>有料施設等</u>の利用に係る料金<u>及び第10条の規定による許可に係る料金</u>（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1<u>及び別表第4</u>に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係、第21条関係）</p> <p>3 姫城公園運動場、<u>母智丘公園</u>多目的広場及び梅北運動公園並びに市民広場の運動施設を利用する場合</p> <p>(1) 広場、公園</p> <p>(略)</p> <p>備考 <u>母智丘公園</u>のサッカー及びラグビーの利用については、それぞれ競技場1面につき2面分の金額（照明設備使用料を除く。）とする。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(準備行為)

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、施行日以後の母智丘公園に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の都城市都市公園条例の規定によりなされた母智丘関之尾公園に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の都城市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**議案第46号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

【担当課：商工観光部スポーツ政策課、みやこんじょPR課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	公布の日及び令和6年4月1日	制定年月	平成22年12月			
制定改廃の目的・背景	指定管理者の許可を受けた「行為の制限」における使用料について、指定管理者の収入として收受させることができるようになるとともに、関之尾公園リニューアル事業における公園整備に関連して、「母智丘関之尾公園」の名称を「母智丘公園」に変更するため、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 条文の変更（第21条）            ・指定管理者の許可を受けた行為の制限における使用料について、新たに指定管理者の収入として收受させることができるよう文言を追加。</p> <p>2 別表の変更（別表第1）            ・別表第1（第7条関係、第21条関係）3 「母智丘関之尾公園」の名称を「母智丘公園」に変更する。</p>					
関係する法令及びその条項	なし					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第47号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宣永



都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例  
都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
(使用料等)	(使用料等)												
第20条 (略)	第20条 (略)												
2 (略)	2 (略)												
3 市長は、 <u>有料施設</u> の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	3 市長は、 <u>公園等</u> の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、有料施設の利用に係る料金 <u>及び第10条の規定による許可に係る料金</u> （以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第2 <u>及び別表第3</u> に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。												
4 (略)	4 (略)												
(使用料等の減免等)	(使用料等の減免等)												
第21条 別表第2第1号及び第6号に掲げる施設の利用に関し、別表第4に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は、徴収する。	第21条 別表第2第1号及び第6号に掲げる施設 <u>並びに同表第5号に掲げる多目的芝生広場</u> の利用に関し、別表第4に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は、徴収する。												
2～5 (略)	2～5 (略)												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>的野農村公園</td> <td>都城市山之口町富吉<u>1692番</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		的野農村公園	都城市山之口町富吉 <u>1692番</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>的野農村公園</td> <td>都城市山之口町富吉<u>1690番1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		的野農村公園	都城市山之口町富吉 <u>1690番1</u>
名称	位置												
(略)													
的野農村公園	都城市山之口町富吉 <u>1692番</u>												
名称	位置												
(略)													
的野農村公園	都城市山之口町富吉 <u>1690番1</u>												

(略)

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第47号関係資料

### 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部環境施設課、地域振興部山之口総合支所産業建設課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正	<input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日	制定年月	平成22年12月	
制定改廃の目的・背景	指定管理者の許可を受けた「行為の制限」における使用料について、指定管理者の収入として收受させることができるようにするとともに、的野農村公園（山之口町）の位置を変更するため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 条文の変更（第20条） ・指定管理者の許可を受けた行為の制限における使用料について、新たに指定管理者の収入として收受させることができるように文言を追加。</p> <p>2 条文の変更（第21条） ・使用料等の減免等について、都城市南部ふれあい広場の多目的芝生広場も対象となるよう文言を追加。</p> <p>3 別表の変更（別表第1） ・的野農村公園の位置を「都城市山之口町富吉1692番」から「都城市山之口町富吉1690番1」へ変更。</p>			
関係する法令及びその条項	なし			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				



議案第48号

都城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

都城市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市中小企業・小規模企業振興基本条例

本市の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献するとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、地域経済の発展と市民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化やウクライナ問題に端を発した原油価格・物価高騰、急速に進行する少子高齢化・人口減少など経済的・社会的環境が大きく変化する中で、国内需要の落ち込みや労働力人口の減少など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このような状況の中で、本市の中小企業・小規模企業が十分に能力を発揮し、持続的に発展していくためには、個々の事業者の自主的な努力を基本としながら、市のみならず、市民、関係団体等が中小企業・小規模企業の役割と重要性を理解し、各々が果たすべき役割を担い、協働して地域経済の循環に努め、中小企業・小規模企業の振興を図ることが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱として位置付け、その基本理念及び施策の方向性を定め、地域社会全体で中小企業・小規模企業の振興を図るため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、大規模小売店舗設置者等、金融機関、教育機関等及び市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工会、商工会議所その他中小企業に関する団体で、市内に事

務所を有するものをいう。

- (4) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業者（金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大規模小売店舗設置者等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗で営業する小売業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行うもので、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設で、市内にあるものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として市民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業等、金融機関、教育機関等及び市民の協働により行われなければならない。
- 4 小規模企業の振興は、小規模企業の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に發揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を立案及び実施する責務を有する。
- 2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を立案及び実施するに当たり、国、県、経済団体、大企業、金融機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。
  - 3 市は、小規模企業に対して中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たり、小規模企業の経営の状況に応じて、必要な配慮を行うものとする。
  - 4 市は、中小企業・小規模企業が生産又は販売を行う製品・サービスの市内にお

ける購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力及び役割)

第5条 中小企業・小規模企業は、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用における環境整備に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、市内の循環型経済を確立するため、地域資源の活用及び市内への再投資に努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、地域経済の振興を図るため、経済団体への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 経済団体は、小規模企業の経営課題の抽出から解決に至るまでのきめ細かな支援により、その経営の向上及び改善に努めるものとする。

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第7条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業・小規模企業が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業・小規模企業との共存共栄を図るために、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。
- 3 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、地域経済の振興を図るため、経済団体への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業・小規模企業の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業・小規模企業の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

2 教育機関等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針及び実施状況の公表)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保並びに雇用の創出を図ること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業への資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業の創業、事業承継及び新たな事業分野への進出の促進を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業が行う技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業のデジタル化の推進による業務効率化及び生産性向上を図ること。
- (7) 中小企業・小規模企業による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を活かした事業活動の促進を図ること。
- (8) 中小企業・小規模企業の販路開拓及び取引拡大を図ること。

(9) 中小企業・小規模企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。

2 市は、前項に規定する基本方針に基づいて推進した施策のうち、主なもの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 市は、中小企業・小規模企業、経済団体等から意見を聞く機会を設け、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



**議案第48号関係資料**

**条例の制定・改廃等に関する資料**

**【担当課：商工観光部商工政策課】**

条例名	都城市中小企業・小規模企業振興基本条例					
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	新規制定			
制定改廃の目的・背景	中小企業・小規模企業を取り巻く環境が厳しくなる中、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、その基本理念及び施策の方向性を定め、地域社会全体で中小企業・小規模企業の振興を図るため、条例を制定するもの。					
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 基本理念（第3条）            中小企業・小規模企業の振興について、次の4つの基本理念を規定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業・小規模企業の自主的な努力や創意工夫を促進</li> <li>○中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、市民生活を支える重要な存在であることを認識</li> <li>○市、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業等、金融機関、教育機関等及び市民の協働</li> <li>○小規模企業への特段の配慮</li> </ul> <p>2 市、中小企業・小規模企業、関係機関等の責務と役割を規定するもの。（第4条から第10条）</p> <p>3 基本方針及び実施状況公表（第11条）            中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施の際の9つの基本方針を定めるとともに、市の推進した施策の公表について規定するもの。</p> <p>4 中小企業者等の意見の反映（第12条）            中小企業・小規模企業、経済団体等から意見を聴く機会を設け、施策に反映するよう努力義務を規定するもの。</p>					
関係する法令及びその条項	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条及び第6条 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第7条					
制定改廃を要する関係条例等	なし					
備考						



議案第49号

工事請負契約の締結について

社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事の施行に伴い、  
次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並び  
に都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の  
規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 社会资本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車<br>場整備工事                       |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 350,779,000円   |
| 4 契約の相手方 | 丸昭・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市山田町山田2112番地3<br>丸昭建設 株式会社 |



議案第49号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園西側駐車場整備工事

1 工事概要

- ・第一駐車場、エントランス広場(北) N = 1式 (舗装工 A = 2,165.5 m<sup>2</sup>)
- ・第二駐車場 N = 1式 (舗装工 A = 6,817.0 m<sup>2</sup>)
- ・第三駐車場 N = 1式 (舗装工 A = 9,756.0 m<sup>2</sup>)
- ・エントランス広場(南) N = 1式 (舗装工 A = 1,241.2 m<sup>2</sup>)
- ・既設構造物撤去 N = 1式
- ・サイン工 N = 6基

2 予定価格 357,965,300円（消費税及び地方消費税込み）

325,423,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 350,779,000円（消費税及び地方消費税込み）

318,890,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 97.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
徳満・木場・上村 特定建設工事共同企業体 (40:38:22)	318,920,000	
丸昭・桜木・丸宮 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	318,890,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第50号

工事請負契約の締結について

都原団地A棟建替（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 都原団地A棟建替（建築主体）工事  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 726,000,000円  |
| 4 契約の相手方 | 桜木・永倉・博栄 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市高城町桜木1693番地2<br>株式会社 桜木組 |



議案第50号関係資料

都原団地A棟建替（建築主体）工事

1 工事概要 市営住宅 RC造5階建 延べ面積 2655.74 m<sup>2</sup>

駐輪場外屋外付帯施設

上記整備に伴う建築主体工事一式

2 予定価格 727,760,000円（消費税及び地方消費税込み）

661,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 726,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

660,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.75%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
桜木・永倉・博栄 特定建設工事共同企業体 (50:27:23)	660,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第51号

工事請負契約の締結について

都原団地A棟建替（管）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永

1 契約の目的 都原団地A棟建替（管）工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 153,780,000円

4 契約の相手方  
久保・わらびの 特定建設工事共同企業体  
代表者 都城市一万城町108号9番地  
久保設備 株式会社



議案第51号関係資料

都原団地A棟建替（管）工事

1 工事概要 市営住宅 RC造5階建 延べ面積 2655.74 m<sup>2</sup>

駐輪場外屋外付帯施設

- ・衛生設備工事 N=1式
- ・給水設備工事 N=1式
- ・排水設備工事 N=1式
- ・給湯設備工事 N=1式
- ・ガス設備工事 N=1式
- ・換気設備工事 N=1式
- ・浄化槽設備工事 N=1式

2 予定価格 153,890,000円（消費税及び地方消費税込み）

139,900,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 153,780,000円（消費税及び地方消費税込み）

139,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.92%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
久保・わらびの 特定建設工事共同企業体 (70:30)	139,800,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第52号

議決事項の変更について

平成20年9月25日に議決された議案第150号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永

記

土地の所在地、地目及び面積並びに貸付期間を次のように改める。

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
都城市山田町中霧島3270番地1の一部	宅地	2675.89
都城市山田町中霧島3270番地12	宅地	220.22
都城市山田町中霧島3270番地13	宅地	214.31
都城市山田町中霧島3270番地14	宅地	28.00
都城市高崎町大牟田2093番地17	宅地	1240.91
都城市高崎町繩瀬1408番地	宅地	2967.22
合 計		7346.55

3 貸付期間 平成21年4月1日から令和34年3月31日まで



議案第 52 号関係資料

議案第 150 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 18 日提出

都城市長 長 峯 誠

1 貸付けの目的 社会福祉法人都城市社会福祉協議会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地、地目及び面積

所 在 地	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
都城市山田町中霧島 3270 番地 1	宅地	3,033.23
都城市山田町中霧島 3270 番地 12	宅地	220.22
都城市山田町中霧島 3270 番地 13	宅地	214.31
都城市高崎町前田 748 番地 3 の一部	田	515.00
都城市高崎町前田 748 番地 4	宅地	279.89
都城市高崎町前田 748 番地 5 の一部	田	483.00
都城市高崎町前田 748 番地 6 の一部	畠	113.00
都城市高崎町前田 748 番地 7	田	144.00
都城市高崎町前田 749 番地 3	宅地	408.59
都城市高崎町前田 749 番地 4	宅地	301.33
都城市高崎町前田 750 番地 1	宅地	228.46
都城市高崎町前田 750 番地 2	宅地	371.34
都城市高崎町大牟田 2093 番地 17	宅地	1,240.91
都城市高崎町繩瀬 1408 番地	宅地	2,967.22

都城市高崎町笛水 949 番地 1	宅地	960.56
合 計		11,481.06

3 貸付期間 平成21年4月1日から平成41年3月31日まで

4 貸付けの相手方 都城市松元町4街区17号  
 社会福祉法人都城市社会福祉協議会  
 会長 佐々木 鴻 昭

## 1 変更理由

公立保育所の民営化に伴い、土地の無償貸付契約を議会の議決を経て社会福祉協議会と締結している。また、谷頭こども園の新園舎建設等に伴い、隣接する児童館敷地の一部について、用地拡大のために令和4年度に有償貸付契約を締結している。有償貸付土地の事業用定期借地権を30年に設定しており、無償貸付期間との終期が異なることから、終期を合わせるために無償貸付期間を延長するものである。

## 2 変更内容

- (1) 貸付期間の延長及び無償貸付土地の一部返還による、土地の所在地及び面積を変更するもの。
- (2) 谷頭こども園に係る土地の所在地、地目及び面積について、当初の議決事項から「都城市山田町中霧島3270番地14」の1筆が漏れていたため、無償貸付地として追加するもの。
- (3) 併せて、既に返還を受けている笛水保育所、前田保育所に係る土地の所在地、地目及び面積について整理を行うもの。



議案第53号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

山之口運動公園陸上競技場及び多目的広場並びに都城運動公園屋内競技場、サブグラウンド及び投球練習場

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人都城市スポーツコミッショ

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで



## 都城市山之口運動公園陸上競技場外4施設指定管理者候補者選定の概要

都城市山之口運動公園陸上競技場外4施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和6年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

一般社団法人都城市スポーツコミュニケーション

#### (2) 代表者名

理事長 池田 宜永

#### (3) 所在地

宮崎県都城市姫城町6街区21号

#### (4) 設立年月日

令和4年4月1日

#### (5) 従業員数

23名（令和6年1月10日時点）

#### (6) 業務内容

- ①スポーツ関連団体等の連携強化に関する事業
- ②スポーツイベント等の実施に関する事業
- ③スポーツイベント等の運営支援に関する事業
- ④スポーツキャンプ等の誘致に関する事業
- ⑤スポーツビジネスの創出に関する事業
- ⑥市民のスポーツ参画誘導に関する事業
- ⑦スポーツ拠点施設等の管理運営に関する事業
- ⑧その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 2. 指定期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

### 3. 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山之口運動公園 (都城市山之口町花木238)	①陸上競技場 ○面積：21,160m <sup>2</sup>

1番地4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規模：第3種公認競技場 400m 8レーン 外</li> <li>②多目的広場</li> <li>○面積：15,540 m<sup>2</sup></li> <li>○規模：サッカー1面、野球1面</li> </ul>
都城市都城運動公園 (都城市妻ヶ丘町41街区及び42街区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋内競技場：</li> <li>○面積：4,464m<sup>2</sup></li> <li>○規模：野球1面、フットサル1面</li> <li>②サブグラウンド</li> <li>○面積：3,760m<sup>2</sup></li> <li>③投球練習場</li> <li>○面積：723m<sup>2</sup></li> <li>○規模：6人立ち</li> </ul>

## (2) 業務概要

- ①施設の運営に関すること
- ②施設の維持管理に関すること
- ③施設の安全管理に関すること
- ④報告業務

## 4. 事業計画の概要

### (1) 市民の平等な利用に関すること

- ①施設運営の基本の方針
  - ・市民スポーツ団体のみならず、合宿団体等利用の機会の創出
  - ・良好な施設運営を行い、競技力向上に寄与
  - ・誰もが健康であるために、スポーツによる健康増進を推進
  - ・「ハブ機能」を活かした事業を実施し、スポーツによる地域活性化を図る
  - ・デジタル技術を活用した新たなスポーツ振興にチャレンジ
  - ・本市のあらゆるスポーツ施設との連携、スポーツ人材の育成を図る
- ②施設の設置目的の考え方と、目的を達成するために
  - ・利用者が常に快適で平等に利用できるような施設でなければならない。
  - ・目標を達成するために、施設利用者の満足度向上、安全・安心な施設環境の維持管理、効率的・効果的な管理運営、公の施設としての適正な管理、拠点型スポーツ施設等と連携した施設運営に努める。
- ③申請団体の経営モラル
  - ・利益追求の形態ではなく、事業で得た利益については、「スポーツによる地域活性化」を念頭とした各種事業の実施による、地域への還元に努める。
- ④環境に配慮した取組

- ・市民が豊かに生活できる持続可能な社会を実現していくために、環境への負荷をできる限り低減し、環境に配慮した施設運営に取り組む。

#### ⑤市民の平等利用の確保

- ・法令等を遵守し、指定管理者制度に基づく基本協定等についても遂行し、誰もが利用しやすい施設となるよう、適正な管理に努める。
- ・利用調整会議を実施することで、公平な施設予約を行うとともに、施設情報をWebサイト等で発信し、利用機会の均等化を図る。
- ・あらゆる多様な利用者が気持ちよく施設を利用いただくために、ユニバーサルデザインの考えの下、施設の適切な維持・補修や備品等の維持・更新、さらには柔軟な対応に努める。

#### ⑥相談や苦情等への対応

- ・利用環境を向上させるためには、お客様の声を逃さず聞き取ることが大切だと考えることから、当法人は、お客様の声に耳を傾け、その声をデータベース化し、より質の高いサービスの提供、施設管理の改善に取り組む。

### (2) 施設効用の発揮に関すること

#### ①住民ニーズに基づく利用者増についての提案

- ・応募施設において、多様な意見収集機会を創出し、ニーズの分析と検討を行い、公平・公正な観点に立って、積極的にニーズを取り入れるために努める。

#### ②利用者増のための広報・PR対策についての提案

- ・応募施設では、令和9年に「第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ大会」という。）・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ大会」という。）」の開催が予定され現在整備が進められている。
- ・スポーツ施設のポテンシャルを最大限発揮させ、地域及び経済の活性化とスポーツの振興に取り組むため、広報・PR戦略を強化し、スポーツ合宿団体やスポーツイベントの積極的な誘致を進めるとともに、市民の皆様が生涯を通じてスポーツに親しみ、健康や体力増進を図る場を提供し、魅力ある事業展開、サービスの向上に努める。

#### ③産学官民連携及び協働の取組

- ・民間団体を交えた研修会の実施や競技スポーツ強化促進事業におけるスポーツ関連団体・大学等との連携を実施している。
- ・スポーツの普及・振興を推進する競技団体と連携し、協働による施設の利活用推進を図る。

#### ④利用者サービスの向上に関する提案

- ・山之口運動公園及び都城運動公園の各施設を一体的に管理し、他のスポーツ拠点施設との連携による相乗効果により各施設の機能を相互に補完することで、利用者サービスの向上に努める。
- ・施設を有効活用するために、スポーツ機会の創出、競技力向上、スポーツキ

・キャンプ・スポーツイベントの拠点利用、スポーツツーリズム等の魅力ある事業展開の実施に努める。

⑤施設の維持管理、安全管理の的確な実施及び施設の設備、機能等の有効活用

- ・仕様書及び本事業計画書に定められた業務を確實に遂行し、利用者の皆様に安心・安全に御利用いただき、提供するサービスの質を低下させないためにも、施設の適切な維持管理、安全管理の的確な実施に努める。

⑥適切な利用料金の提案

- ・都城市都市公園条例に基づき、利用者が利用しやすいようきめ細やかな料金設定や、利用者が分かりやすい料金表示等を行う。

⑦災害時の対応

- ・お客様の安全・安心の確保と市の財産であるスポーツ施設・設備の保全を根幹として、事故災害等の未然に防止するため、災害マニュアル作成等の環境を整備する。
- ・また、本施設は、災害応急対策や救援活動の拠点としての役割も担っていることから、緊急時には全面的に協力する。

(3) 経済的な管理運営に関するこ

- ・山之口運動公園の体育館及び芝生広場、都城運動公園の野球場、陸上競技場、庭球場を既に受託しており、今回の山之口運動公園及び都城運動公園の応募施設を一体的に管理することで、業務の効率化に努める。
- ・関係者全員がコスト意識を持ち、日々の業務改善に取り組み、気軽に意見が言え、直ぐに実行する職場環境づくりを積極的に行う。
- ・適切な指定管理料分配を施設毎に行い、収支バランスや費用削減に努めながら、経営安定化を図る。

(4) 安定的な施設の管理運営に関するこ

①物的能力

- ・令和5年4月より山之口運動公園及び都城運動公園の管理運営を実施。
- ・収支計画については、適正な管理運営をすべく、緻密に積算し、明確かつ実現可能性の高い収支計画を策定。
- ・経費削減等を実施することにより、実現性を高めることに努める。

②組織体制、勤務体制、責任体制

- ・施設の設置目的と当法人の理念を追求するために、適正な人員配置を行い、円滑な管理運営業務が実施できるような組織体制を整備。
- ・複数施設の管理運営状況を統括的に管理するため、経営総務グループ、スポーツプロモーション・市民スポーツ推進グループから構成される本部事務局を設置し、ヘッドクオーター機能により、円滑かつ適正な管理運営を実施する体制を確立。

③利用団体の指導、育成及び連絡調整並びに施設管理専門員等の配置

- ・様々な利用団体との関わりを持ち、良好な関係性構築を図る必要があると考えており、当法人の強みである関係団体との「ハブ機能」を活かし、また有資格者や実績のある職員等も配置することから、利用団体へ適切な指導を行う。

④職員の指導育成、研修体制の提案

- ・安定したサービスを提供できるよう、スタッフのスキルを全管理施設において均一化できるよう、年間を通じて計画的な職員研修・人材育成に努める。

⑤個人情報保護、情報公開及び労働法令等についての認識

- ・体育施設の管理運営を含め、スポーツに関わる当法人事業活動全てにおいて法令遵守を徹底する。

⑥まちづくりへの熱意、地域団体等との融合性、将来性及び高齢者・障がい者雇用への配慮

- ・スポーツによる地域活性化を図る側面から、まちづくりへの貢献に努める。
- ・応募施設の管理運営を担うことで、地域への貢献を目指し、地域団体等との融合性も図る。
- ・働く意欲のある高齢者を雇用し、適材適所に配置している。
- ・障がい者の雇用については、それぞれの障がい特性等に応じて活躍することが普通の社会、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を目指し、障がい者雇用対策に努める。

⑦地域団体、地域企業、住民等との融合性

- ・スポーツ関係者だけではなく、観光関連団体や経済産業団体のほか地域コミュニティ、地元企業、保健・医療機関など多様な主体と相互に連携・協働していくことで安定的な施設の運営を行う。

(5) 地域貢献に関すること

①地域雇用について

- ・本社を都城市に置いていることから、都城市において安定した雇用の受け皿となる団体として、「都城市に貢献したい。」「スポーツに携わりたい。」などの希望を持った人材が、やりがいを持ち、安心して働く雇用の場を創出している。

②地域貢献に関する具体的取組み

- ・管理業務を遂行するだけでなく、地域の皆様に対しても、親しみのある、癒しのある施設にしていくために、日常業務における徹底した清掃活動や、適正な緑地管理を実施し、まちなかの癒しの空間としても機能するような環境整備に取り組む。
- ・専門的な知見の必要な業務は、専門業者へ委託を行うが、原則として都城市内に本店を置く事業者を中心に委託を行う。

- ・国スポ大会・障スポ大会のレガシー継承による地域活性化を見据え、施設活用、競技力向上、気運醸成の3つの基本的考え方を重視し、複合的な取組を実施する。

#### 【具体的な取組】

- ・創価大学駅伝部榎木監督の講演会実施（都城市陸上競技協会と共同開催）
- ・元全日本女子バレーボール監督柳本氏の講演会及びバレーボール教室の実施（都城地区バレーボール協会と共同開催）
- ・日本トップレベルのどんぐり北広島ソフトテニスクラブによるソフトテニス教室実施（都城市スポーツ協会、都城市ソフトテニス連盟と共同開催）
- ・福岡第一高等学校の監督によるバスケットボールクリニック及び延岡学園との試合実施（都城バスケットボール協会と共同開催）

#### （6）その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

##### ①施設活用による地域活性化の提案

- ・本応募施設は令和6年度に工事が輻輳するため、工事の実施に全面協力しつつ、安全確保、施設キャンセル時の対応強化、平日の活用促進の3つの事項を重点的に意識し、施設の稼働率を上げる取り組みを実施する。
- ・山之口運動公園においては、陸上、サッカー、ラグビー、都城運動公園においては、野球、ソフトテニスのプロスポーツキャンプ、大会等のイベント誘致を図る。
- ・利便性の向上のため、施設利用者への物品販売や安全のための氷の提供等を検討。
- ・平日の稼働率を上げるため、特にシニア世代や地域での活用促進を企画検討する。
- ・スポーツキャンプ・合宿を理由に都城市に訪れる「ヒトの流れ」を都市の観光施設や飲食業・お土産などの店舗につなぐことで、更なる地域活性に繋がるため、まずは都市の観光地や美味しい食事などの魅力を認知してもらい、消費者の心を刺激する取組を実施。
- ・障がい者のためのスポーツの理解促進に向け、ホームページ等で情報発信に努めるとともに、障がい者と健常者がともにスポーツを楽しめる機会を設け、普及・振興を支援する。

### 5. 選定結果

#### （1）非公募により候補者を選定した理由

- ・本市は、地域のスポーツ関連組織・人材・取組をつなぐ役割（ハブ機能）を果たしスポーツツーリズムの推進等だけでなく幅広く「スポーツによる地域振興」を推進している。また、スポーツ拠点施設や特色ある観光資源を最大限活用し、競技大会等のスポーツイベントの開催、キャンプ・合宿等の誘致

等の事業を通じてスポーツ機会を創出するために、スポーツ関連団体等の連携強化をマネジメントすることにより、スポーツの振興及び交流人口の拡大を図ることとしており、これらを担うことを目的に設立された都城市スポーツコミッショナを、非公募により候補者とすることで、スポーツ拠点施設を活用した施策を、市の施策に反映することができると考える。

また、当団体は令和5年4月から山之口運動公園及び都城運動公園の指定管理を行っており、一体的な管理を行うことで、経済的な管理運営、質の高いサービスの提供を実施することができると考える。

## (2) 申請書類の審査結果

### ①市民の平等な利用の確保について

- ・法令の遵守と運用規定を基に、利用ルールやマニュアルを整備し、適正な管理運営が期待される。
- ・高齢者や障がい者、妊婦や子どもなどあらゆる多様な利用者が利用しやすいサービスの提供、また、接遇など職員の質の向上、利用しやすい施設内の表示や、平等な利用の確保が期待される。
- ・月1回の利用調整会議にて施設予約の公平性を確保し、Webを活用した施設情報の発信等で利用機会の均等化が図られる。

### ②施設効用の最大限の発揮について

- ・本施設を活用した魅力的な事業を実施し、他スポーツ拠点施設と連携し、スポーツに様々な要素を掛け合わせる「ハブ機能」としての役割を活かし、施設の魅力を最大限に引き出すことに期待できる。

### ③経済的な管理運営と適正な経費配分について

- ・既に指定管理を行っている山之口運動公園及び都城運動公園と一体的に管理することによる業務の効率化、適正な人員配置、経費削減、自主事業等に努め、指定管理料の節減を図る。

### ④事業計画に沿った管理を安定的に行う物的・人的能力について

- ・令和5年4月より山之口運動公園及び都城運動公園の管理運営を実施しており、収支計画については、適正な管理運営をすべく、緻密に積算し、明確かつ実現可能性の高い収支計画を策定している。
- ・スタッフのスキルを全管理施設において均一化できるよう、年間を通じて計画的な職員研修・人材育成に努めている。
- ・スポーツ関係者だけではなく、観光関連団体や経済産業団体のほか地域コミュニティ、地元企業、保健・医療機関など多様な主体と相互に連携・協働し

ていくことで安定的な施設の運営が期待できる。

⑤地域に貢献する取組の確保について

- ・日常業務における徹底した清掃活動や、適正な緑地管理を実施し、まちなかの癒しの空間としても機能するような環境整備に取り組む。
- ・施設活用、競技力向上、気運醸成の3つの基本的な考え方を重視し、複合的な取組を実施することで、本施設を最大限に活用した地域活性化が期待できる。

⑥その他、公の施設の管理運営に必要な基準

- ・本施設は令和6年度に工事が輻輳するが、安全管理、施設キャンセル時の対応強化、平日の活用促進の3つの事項を意識した取り組みを実施することで、施設の稼働率向上が期待できる。
- ・各施設の特性に応じたプロスポーツキャンプ、大会等のイベント誘致を図ることで、施設活用による地域活性化が期待できる。

申請団体名 一般社団法人都城市スポーツコミッショ

希望する施設名 山之口運動公園陸上競技場外4施設

### 主 要 業 務 実 績

主要業務実績			
令和5年 度	業務内容	実績内容	金額
令和5年 度	山之口運動公園及び都城運動 公園	管理運営業務（都城市）	92,735,502 円
令和5年 度	スポーツキャンプ・合宿等受入 業務	スポーツキャンプ・合宿誘致 (都城市)	11,308,150 円
令和5年 度	フェニックスリーグ支援業務	フェニックスリーグ運営（都 城市）	1,192,280 円
令和5年 度	デジタル技術を活用したスポ ーツ人口拡大業務	国スポ・障スポ気運醸成イベ ント Digsports 体験(都城市)	4,480,000 円

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入して  
ください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

# 決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月 31日

一般社団法人都城市スポーツコミッション

電話 : - - -

## 貸 借 対 照 表

令和 5年 3月31日 現在

一般社団法人都城市スポーツコミッショ

(単位： 円)

### 資産の部

#### 【流動資産】

現 金 及 び 預 金	<u>24,319,452</u>
流 動 資 產 合 計	<u>24,319,452</u>
資 產 の 部 合 計	<u>24,319,452</u>

### 負債の部

#### 【流動負債】

未 払 費 用	<u>14,319,452</u>
流 動 負 債 合 計	<u>14,319,452</u>
負 債 の 部 合 計	<u>14,319,452</u>

### 純資産の部

#### 【株主資本】

資 本 金	<u>10,000,000</u>
株 主 資 本 合 計	<u>10,000,000</u>
純 資 產 の 部 合 計	<u>10,000,000</u>
負 債 及 び 純 資 產 合 計	<u>24,319,452</u>

## 損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月 31日

一般社団法人都城市スポーツコミッショ

(単位：円)

### 【売上高】

市補助金収入	<u>44,910,305</u>
売上高合計	<u>44,910,305</u>
売上総利益金額	<u>44,910,305</u>

### 【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計	<u>44,940,596</u>
営業損失金額	<u>30,291</u>

### 【営業外収益】

受取利息	291
雑収入	<u>30,000</u>
営業外収益合計	<u>30,291</u>
経常利益金額	0
税引前当期純利益金額	0
当期純利益金額	<u>0</u>

**販売費及び一般管理費内訳書**

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月31日

一般社団法人都城市スポーツコミッション

(単位：円)

給与手当	19,698,653
福利厚生費	3,123,161
負担金支出	4,710,000
委託費	7,935,159
通信運搬費	94,622
広告料	88,000
交際費	371,083
旅費交通費	1,475,958
消耗品費	2,271,355
修繕費	268,070
諸謝金	34,202
手数料	109,290
使用料及び賃借料	2,834,244
保険料	78,730
租税公課	2,270
消耗什器備品費	1,684,315
燃料料	139,484
印刷製本費	22,000
販売費及び一般管理費合計	<u>44,940,596</u>



議案第54号

都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて

次の者を議員のうちから選任する都城市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏名	生年月日	住所
榎木 智幸	昭和31年12月28日	都城市山之口町富吉3548番地2

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永



議案第 55 号

都城市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めるについて

次の者を都城市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名	生年月日	住所
児玉 晴男	昭和36年2月5日	都城市南鷹尾町16街区2号

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永



議案第55号関係資料

ふりがな	こだま はるお
氏名	児玉晴男
生年月日	昭和36年2月5日
現住所	都城市南鷹尾町16街区2号

学歴

昭和58年 3月 琉球大学教育学部 卒業

職歴

昭和58年	4月	西都市立妻南小学校	教諭
平成元年	4月	諸塙村立立岩小学校	教諭
平成4年	4月	高岡町立高岡小学校	教諭
平成10年	4月	宮崎市立宮崎小学校	教諭
平成13年	4月	宮崎市教育委員会	指導主事
平成17年	4月	宮崎県教育庁児湯教育事務所	指導主事
平成20年	4月	新富町立富田小学校	教頭
平成22年	4月	宮崎県教育庁中部教育事務所	主幹
平成24年	4月	新富町立新田小中学校	校長
平成27年	4月	宮崎県教育庁中部教育事務所	指導課長
平成28年	4月	都城市教育委員会	学校教育課長
平成30年	4月	都城市教育委員会	教育長（2期目・現）



議案第 56 号

都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めるについて

次の者を都城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏 名	生 年 月 日	住 所
中原 正暢	昭和45年1月22日	都城市小松原町6号3番地2

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



議案第56号関係資料

ふりがな なか はら まさ のぶ  
氏名 中原 正暢  
生年月日 昭和45年1月22日  
現住所 都城市小松原町6号3番地2

学歴

平成 5年 8月 龍谷大学文学部仏教学科真宗学専攻 卒業

職歴

平成 6年 9月 浄土真宗本願寺派 僧籍 取得  
平成 7年 3月 浄土真宗本願寺派 教師 取得  
平成 7年 8月 浄土真宗本願寺派 勤式指導員 取得  
平成 8年 8月 浄土真宗本願寺派 布教使 取得  
平成 8年 8月 浄土真宗本願寺派 蓮正山 アソカ寺 入寺 副住職  
平成 8年 8月 社会福祉法人 アソカ園 アソカ保育園 入職 副園長（平成29年3月まで）  
平成 8年 8月 学校法人 アソカ学園 アソカ幼稚園 入職 副園長（現）  
平成20年 4月 宮崎県保育連盟連合会 青年部 副会長（平成22年3月まで）  
平成21年 1月 社団法人 都城青年会議所 理事長（平成21年12月まで）  
平成22年 1月 公益社団法人 日本青年会議所 九州地区宮崎ブロック協議会会長（平成22年12月まで）  
平成22年 4月 宮崎県教諭師会 教諭師  
平成24年 4月 浄土真宗本願寺派 宮崎教区 布教団青年布教使 代表（平成27年3月まで）  
平成25年 2月 都城市教育委員会委員（3期目・現）  
平成29年 4月 社会福祉法人 アソカ園 アソカ保育園 園長（現）  
令和 5年 4月 浄土真宗本願寺派 蓮正山 アソカ寺 住職



諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名	生年月日	住所
南川京子	昭和28年9月8日	都城市甲斐元町3街区4号

令和6年2月22日提出

都城市長 池田宜永



諮問第1号関係資料

ふりがな みなみ かわ きょう こ  
氏名 南川京子

生年月日 昭和28年9月8日

現住所 都城市甲斐元町3街区4号

学歴

昭和49年 3月 鹿児島女子短期大学児童教育学科 卒業

職歴

昭和49年 4月 北諸県郡山田町役場 入庁  
平成18年 1月 都城市役所山田総合支所市民生活課  
平成23年 4月 同 中郷地区市民センター 副所長  
平成24年 4月 同 中郷地区市民センター 所長  
平成26年 3月 退職  
平成26年 4月 都城市役所介護保険課 再任用  
平成27年 4月 同 コミュニティ課 再任用  
平成29年 3月 退職  
平成30年 7月 人権擁護委員（1期目）  
令和 3年 7月 人権擁護委員（2期目）



諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名	生年月日	住所
吉川 勉	昭和33年3月10日	都城市蓑原町2337番地24

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



諮詢第2号関係資料

ふりがな よしかわ つとむ  
氏名 吉川 勉

生年月日 昭和33年3月10日

現住所 都城市蓑原町2337番地24

学歴

昭和55年 3月 福岡教育大学教育学部 卒業

職歴

昭和55年 4月 宮崎県立都城農業高等学校 非常勤講師  
昭和58年 4月 佐土原町立広瀬中学校 教諭  
昭和63年 4月 国立大学宮崎大学教育学部附属中学校 文部教官  
平成11年 4月 宮崎県教育庁西臼杵教育事務所 社会教育主事  
平成17年 4月 木城町立木城中学校 教頭  
平成25年 4月 日之影町立日之影中学校 校長  
平成28年 4月 都城市立祝吉小学校 校長  
平成30年 3月 退職  
平成30年 4月 都城市教育研究所 所長  
令和3年 3月 退職  
令和3年 7月 人権擁護委員（1期目）  
令和5年10月 書道教室 開設



諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名	生年月日	住所
長友 孝一郎	昭和32年4月28日	都城市早鈴町1587番地1

令和6年2月22日提出

都城市長 池田 宜永



諮詢第3号関係資料

ふりがな ながとも こういちろう  
氏名 長友孝一郎

生年月日 昭和32年4月28日

現住所 都城市早鈴町1587番地1

学歴

昭和55年 3月 桜美林大学経済学部 卒業

職歴

昭和55年 3月 都城農業協同組合 勤務

昭和56年 4月 都城農業協同組合管理課

昭和57年 4月 退職

昭和57年 5月 都城市役所 入庁

平成24年 4月 同 市民生活部中郷地区市民センター 副所長

平成26年 4月 同 教育委員会山之口教育課 課長

平成29年 4月 同 市民生活部市民税課 課長

平成30年 3月 退職

平成30年 4月 自営業（農業）

令和 3年 7月 人権擁護委員（1期目）